

○廿日市市環境学習指導員の登録派遣に関する要綱

平成30年5月10日

告示第242号

改正 令和元年6月25日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の環境に対する理解と知識の向上及び地域における環境学習活動の活性化を目的として、学校、企業又は自治会等の地域団体が実施する地球温暖化防止活動及び自然環境学習等(以下「環境学習会等」という。)を指導及び助言する者を廿日市市環境学習指導員(以下「指導員」という。)として登録し、派遣することについて必要な事項を定める。

(指導員の登録)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、指導員として登録する。

- (1) はつかいち環境アドバイザー、広島県環境保全アドバイザー、環境カウンセラー、広島県地球温暖化防止活動推進員又は省エネルギー普及指導員のいずれかの資格を有する者
- (2) 環境学習に関する専門的知識を有し、かつ、学校、企業又は自治会等の地域団体による環境学習会等における講義実績のある者

2 指導員の登録期間は、3年間とする。

(登録の申請)

第3条 指導員の登録を希望する者は、廿日市市環境学習指導員登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録の承認)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、廿日市市環境学習指導員登録通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により登録を承認した指導員に対して、廿日市市環境学習指導員証(以下「指導員証」という。)(様式第3号)を交付する。

(指導員の公表)

第5条 市長は、指導員の氏名、専門分野等を廿日市市環境学習指導員登録名簿(様式第4号)に登載するとともに、指導員の氏名及び専門分野を廿日市市ウェブサイトへの掲載等適当な方法により公表するものとする。

2 市長は、廿日市市環境学習指導員登録名簿に登録された個人情報を、廿日市市個人情報保護条例(平成12年条例第22号)に定められた手続に従い適正に管理するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 指導員が要綱の趣旨に反する行為を行ったとき又は行うおそれがあると認められるとき。
- (2) 指導員が次条に規定する業務内容に違反する等著しく不誠実であると認められるとき。
- (3) 指導員から廿日市市環境学習指導員登録辞退届(様式第5号)の届出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しを適当と認めたとき。

(指導員の業務等)

第7条 指導員は、次条の規定により派遣が決定した環境学習会等において、地球温暖化防止等の環境保全に関する講義、講演又は必要な指導、助言等を行う。

2 指導員は、地球温暖化防止等の環境保全に関する環境学習会等に積極的に参加するなど自己研鑽に努めるものとする。

(派遣の対象)

第8条 指導員を派遣する環境学習会等は、学校、企業又は自治会等の地域団体が実施するもので、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 市民の環境問題に対する意識の向上等、環境学習の推進に資すると認められるものであること。
- (2) 市内で実施されるものであること。
- (3) 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者を対象として実施されるものであること。
- (4) 受講者が概ね10名以上のものであること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(指導員の派遣)

第9条 指導員の派遣を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、廿日市市環境学習指導員派遣申請書（様式第6号）を、開催日の30日前までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、廿日市市環境学習指導員登録名簿に掲載した指導員の中から最も適した指導員を選定し、廿日市市環境学習指導員派遣要請通知書（様式第7号）により、当該指導員に対して業務の実施を要請するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、依頼者と指導員との間で派遣日程、内容等を調整するものとする。
- 3 派遣する指導員は、原則1名とする。但し、環境学習会等の内容により、複数の指導員を派遣する必要があると判断される場合には、3名を限度に派遣する。
- 4 指導員の派遣は、申請順に行うことを原則とする。
- 5 市長は、指導員の派遣を決定した場合には、廿日市市環境学習指導員派遣決定通知書（様式第8号）により、派遣する指導員の氏名を依頼者に通知するものとする。
- 6 派遣目的が不適切又は派遣日程の調整が出来ないなど派遣することが適当でないと決定したときは、その旨を依頼者に通知するものとする。
- 7 指導員の派遣に当たっては、市職員による講義、指導等を併せて実施する場合等、必要に応じ、市職員を同行させるものとする。

(実施報告書の提出)

第10条 指導員の派遣を受けた依頼者は、派遣を受けた日から15日以内に、廿日市市環境学習指導員派遣実施報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 環境学習会等に派遣された指導員は、派遣された日から15日以内に、廿日市市環境学習指導員実施報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(経費負担)

第11条 指導員の派遣に要する経費のうち、指導員に対する旅費及び謝金は、市が予算の範囲内において負担するものとする。

- 2 市が負担する経費以外の経費（会場費、印刷費等の学習会等の開催経費、指導員の派遣に係る災害補償のための傷害保険に要する費用等）は、依頼者が負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導員の登録及び派遣に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年5月10日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。